■ 新規提案品目以外に関する判断の基準等の見直しについて

○今回、以下の特定調達品目に関して、見直しを検討

・特定調達品目:(品目名)断熱サッシ・ドア

・特定調達品目:(品目名) 自動水栓

|1. 特定調達品目:(品目名)断熱サッシ・ドア |

〇「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称改正に伴い、配慮事項 を見直し

2. 特定調達品目:(品目名) 自動水栓

〇工業会からいただいた意見を踏まえ、節水効果の向上を図るため、判断の基準等 を見直し

建具	断熱サッシ・ド ア	【判断の基準】 〇建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ①複層ガラスを用いたサッシであること。 ②二重サッシであること。 ③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。
		【配慮事項】 ①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成 26 年経済産業省告示第 234 号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成 26 年経済産業省告示第 235 号)による。

	ı	
衛生器具	自動水栓	【判断の基準】
		○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自
		<u>動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</u>
		〇自動水栓(自己発電機構付)にあっては、次の要件を満たすこと。
		ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触に
		て自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであるこ
		<u>と。また、止水までの時間は2秒以内であること。</u>
		<u>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/</u>
		<u>分以下であること。</u>
		ウ 単相交流 (100V) の外部電源が不要で、自己発電できる機構を
		<u>有していること。</u>
		○自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)にあっては、次の要件を満
		<u>たすこと。</u>
		ア、電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触に
		て自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであるこ
		と。また、止水までの時間は2秒以内であること。
		<u>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/</u>
		<u>分以下であること。</u>
	自動洗浄装	
		○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量
	組み込み小	が制御されること。
	便器	
	大便器	【判断の基準】
		〇洗浄水量が6.5L/回以下であること。

備考) 1 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の

際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであることする。

- 2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
- **25** 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
- 36 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。